

別紙4 事業者等が付保する保険

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業契約書第24条第4項、第46条第3項及び第57条第1項に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1 施設整備業務に係る保険

(1) 建設工事保険

ア 保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

イ 保険内容

建設工事保険とは、整備対象施設の建設工事中に発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する（付帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする）。

ウ 付保条件

- (ア) 担保範囲は、本事業の整備対象となるすべての工事を対象とする。
- (イ) 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡日までの全期間とする。
- (ウ) 保険契約者は、事業者又は建設業務受託企業とする。
- (エ) 被保険者は、事業者、建設業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む）及び発注者を含むものとする。
- (オ) 保険金額は、整備対象施設の建設工事費総額（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (カ) 建設工事保険の自己負担額は10万円／1事故以下とする。
- (キ) 水災危険担保とする。

(2) 請負業者賠償責任保険

ア 保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

イ 保険内容

請負業者賠償責任保険とは、整備対象施設の建設工事遂行に伴って派生した第三者（発注者及びその役職員、来客、見学者、通行者、近隣居住者を含む）に対する対人・対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

ウ 付保条件

- (ア) 担保範囲は、本事業の整備対象となっているすべての工事を対象とする。
- (イ) 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡日までの全期間とする。
- (ウ) 保険契約者は、事業者又は建設業務受託企業とする。
- (エ) 被保険者は、事業者、建設業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）及び市を含むものとする。
- (オ) 建設業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。
- (カ) 工事期間中の管理下財物又は受託物（第三者の所有物）の賠償損害を担保する管

理財物担保条件とする。

- (キ) 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物1億円／1事故以上とする。
- (ク) 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

2 開業準備業務及び維持管理・運營業務に係る保険

(1) 施設・昇降機賠償責任保険

ア 保険名称

施設・昇降機賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む)

イ 保険内容

維持管理・運營業務の対象施設及び昇降機の瑕疵又はその使用、維持管理・運營業務遂行上の過誤、過失、欠陥等に起因して派生した第三者(発注者の役職員、施設利用者、通行者、近隣居住者等を含む)に対する対人・対物賠償損害を担保する。

ウ 保険条件

- (ア) 担保範囲は、維持管理・運營業務の対象となっているすべての施設を対象とする。
- (イ) 保険期間は、対象施設の開業準備期間の開始日から本事業契約終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- (ウ) 保険契約者は、事業者又は維持管理・運營業務受託企業とする。
- (エ) 被保険者は、事業者、維持管理・運營業務受託企業(指定管理者及びそのすべての下請負者を含む)及び発注者とする。
- (オ) 維持管理・運營業務受託企業(下請負者を含む)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- (カ) 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物1億円／1事故以上とする。
- (キ) 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

(2) 請負業者賠償責任保険

ア 保険名称

請負業者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む)

イ 保険内容

維持管理・運營業務の受託対象施設の維持管理・運營業務の過誤、過失又は欠陥に起因して派生した第三者賠償損害(対象施設建物自体、什器備品等の管理財物等に対する事業者及び維持管理・運營業務受託企業が負うべき対人・対物賠償損害を含む)を担保する。なお、対象業務ごとにビルメンテナンス業者賠償責任保険、警備業者賠償責任保険等により上記請負業者賠償責任保険に代えることは差し支えない。

また、本請負業者賠償責任保険と前記(1)の「施設・昇降機賠償責任保険」と合体し、共通保険金額とする総合賠償責任保険とすることも差し支えない。

ウ 保険条件

- (ア) 担保範囲は、本事業の維持管理・運營業務すべてを対象とする。
- (イ) 保険期間は対象業務の開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。
なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- (ウ) 保険契約者は、事業者又は維持管理・運營業務受託企業とする。
- (エ) 被保険者は、事業者、維持管理・運營業務受託企業(指定管理者を含む)及びその

すべての下請負者を含むものとする。

- (オ) 維持管理・運營業務受託企業(下請負者を含む)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- (カ) 維持管理・運營業務の対象となる施設自体(建物本体), 設備・装置, 什器備品, 受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産に対する賠償損害を担保する管理財物(又は受託物)賠償損害担保条件とする。
- (キ) 保険金額は, 対人1億円/1名, 5億円/1事故, 対物1億円/1事故以上とする。
- (ク) 自己負担額は5万円/1事故以下とする。